

枚方市立高陵小学校いじめ防止基本方針

平成30年9月1日策定

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条より

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(注1) いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視すること。

(注2) 「一定の人間関係のある他の児童等」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

(2) 高陵小学校いじめ防止基本方針の目的

高陵小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域の方々等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校をめざすものである。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるため「高陵小学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校・保護者・地域が一体となった継続的な取組を行うものとする。

(3) 具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に関係機関に相談・通報の上、場合によっては警察と連携した対応をとることも必要である。

(4) いじめを防止するための基本的な方向性

◎いじめの未然防止

- ・いじめを許さない風土づくり
- ・あいさつ運動
- ・基本的生活習慣の確立
- ・「わかる授業」「児童が主体的に参加できる授業」の推進
- ・規範意識、主体性、自治力自浄力を育成する指導
- ・適切な人間関係づくり
- ・自尊感情や自己肯定感を高める指導
- ・保幼小中連携の強化

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要と考える。

◎いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さないための体制強化 = 「いじめ防止対策委員会」の設置
- ・教職員相互の積極的な情報交換
- ・教育相談体制の充実
- ・教職員の資質向上
- ・児童・保護者との信頼関係の構築

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者・地域と連携して児童を見守ることが必要である。

◎いじめに対する適切な対処・措置

- ・被害児童の徹底した保護
- ・加害児童に対する毅然とした指導
- ・組織的な対応
- ・児童、保護者との信頼関係の確立
- ・関係機関との連携強化

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

2. いじめ防止対策委員会の設置

(1) 設置

○法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置する。

(2) 構成

いじめ防止対策委員会	
<構成員>	
校長 — 教頭 — 教務主任 — 生徒指導担当 —	}
養護教諭	
学年主任	
(関係職員)	
	心理、福祉等に関する 専門的な知識を有する者・ その他の関係者等

(3) 役割

- いじめの未然防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。
- 学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

(4) 年間計画

月	内容
4月	職員会議<児童理解> (①・②・③) 学習公開 (①・④) 保護者懇談会 (④)
5月	家庭訪問 (②) PTA総会 (④) 児童会縦割り活動 (①)
6月	アンケート調査 (②・③) 学習公開<オープンスクール・高陵ハートフルデー (道徳の授業参観)> (①・②・④)
7月	保護者懇談会 (④) 生活の振り返り (①・②・③)
8月	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)
9月	道徳の授業参観 (①・②・④) 学習公開<運動会> (①・④)
10月	いじめ防止啓発月間 (①・④) アンケート調査 (②・③)
11月	児童会祭り (①)
12月	保護者懇談会 (④) 生活の振り返り (①・②・③)
1月	児童会縦割り活動 (①) アンケート調査 (②・③)
2月	学習公開<学習発表会> (①・④) 保護者懇談会 (④)
3月	生活の振り返り (①・②・③)
年間を通じて	朝のあいさつ運動<毎月初め5日間> (①・②) いじめ防止対策委員会<毎月1回> (①・②・③) 教育相談<毎月2～3日間> (②・③)

※いじめの未然防止に関すること・・・①

いじめの早期発見に関すること・・・②

いじめの早期対応に関すること・・・③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること・・・④

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、「だれもが、安心して、豊かに」学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

*いじめを許さない風土づくりに努める。

*児童が主体的に参加できる授業づくり・集団づくりを行う。

・授業での学び合い

・児童会の企画

*児童の自尊感情が高められる機会を充実させる。

・行事での体験学習

・校外学習や運動会等の学校行事

*人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図る。

*暴力、いじめ防止教室、情報モラル教室を推進する。

(2) いじめの早期発見

たとえ、些細な兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。日頃からの児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有していく。

*いじめを見逃さない教職員の体制づくりを推進する。

*定期的に「いじめアンケート」を実施する。

*定期的な生活の振り返りを実施する。(7月、12月、3月)

(3) いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で、加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

*対策委員会を中核として、組織的な対応を徹底する。

*速やかに事実確認を行い、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。

*集団全体への指導・支援を適切に行う。

*状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

(4) 教職員研修の実施

すべての教職員の共通認識を図るため、年間計画に位置付けた、いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

*日頃から、児童理解に努める。

*いじめ防止、未然防止対応に向けた校内研修を計画的に実施(4月、8月)する。

(5) 学校づくり懇話会・PTA等との連携

学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、緊密な連携協力を図る。

*いじめ問題に対して、個人情報に配慮し、保護者や地域の方々と情報を共有し、共通理解のもと対応を図る。

4 重大事態への対処

(1) 発生時の報告

○重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 調査・報告

○対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。

○さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 児童・保護者への報告

○いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。

5 その他

○必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。

○相談窓口

枚方市立高陵小学校

電話番号

050-7102-9064

枚方市子どもの笑顔を守るコール

(いじめ専用ホットライン)

児童・生徒に関するいじめの相談

072-809-7867

月～金の9時～17時

(祝日・年末年始を除く)

子どもの育ち見守りセンター

子育て、親子関係友人関係のことなど、
18歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3221

月～金の9時～17時30分

(祝日・年末年始を除く)

大阪府中央子ども家庭センター

子どもや家庭についての相談

072-828-0161

月～金の9時～17時45分

(祝日・年末年始を除く)

大阪府すこやか教育相談24

0120-0-78310

年中無休24時間対応